

## 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領

農林水産省生産局長通知  
制 定 令和3年1月28日付け2生畜第1817号  
最終改正 令和4年3月31日付け3畜産第2265号

### 第1 趣 旨

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の実施については、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1183号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成され、各事業ごとの事業実施主体、成果目標及び目標年度等は、別記1～別記5に定めるとおりとする。

- 1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業  
別記1に定めるとおりとする。
- 2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業
  - (1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業  
別記2に定めるとおりとする。
  - (2) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業  
別記3に定めるとおりとする。
- 3 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業  
別記4に定めるとおりとする。
- 4 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業  
別記5に定めるとおりとする。

### 第3 補助対象経費等

- 1 補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 留意事項
  - (1) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。
  - (2) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を要綱第9第1項の事業実施計画に記載しなければならない。
    - ①委託先が決定している場合には、委託先
    - ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

### 第4 事業実施計画の承認

要綱第9第1項の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める事業実施計画の承認の手続は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。なお、事業実施計画の提出時において事業実施主体の設立が完了していないときは、事業実施主体の代表者となることを予定している者が、他の者を代理するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画のうち、適当と認められるものについて、都道府県事業実施計画を別記様式第2号により作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2により提出された都道府県事業実施計画について、補助要件を満たしているか確認を行った後、当該都道府県事業実施計画を畜産局長に提出するものとする。
- 4 畜産局長は、3により提出された都道府県事業実施計画について、内容を確認し、予算の範囲内で採択するものとし、その結果を地方農政局長等に通知するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の通知に基づき、都道府県事業実施計画を承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、5の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主体の事業実施計画について承認することとする。
- 7 事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、1から6までに準ずる。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 事業実施主体の変更
  - (3) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
  - (4) 補助金の増又は30%を超える減
  - (5) 成果目標の変更
- 8 事業の着手
  - (1) 事業の実施については、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が適正、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
  - (2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を都道府県知事に提出するものとする。
  - (3) 都道府県知事は、事業実施主体が(1)のただし書に基づき交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。
  - (4) 都道府県知事は、事業実施主体から(2)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長等にその写しを提出するものとする。
  - (5) 第4の1のなお書きにより事業実施計画を提出した者は、事業の着手後すみやかに要綱第4第3項の畜産物輸出コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）又は同第4項の畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（以下「協議会」という。）を設立するものとし、設立が完了したときには、設立したコンソーシア

ム又は協議会の概要を都道府県知事に報告するものとする。

## 第5 事業の評価等

- 1 要綱第9第2項の事業評価の報告は、事業実施年度の翌年度から目標年度の翌年度まで、毎年度、別記様式第3号により、7月末までに事業実施主体が都道府県知事に報告するものとし、報告を受けた都道府県知事は、別記様式第4号により、同年度の9月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 要綱第28の指導は、目標年度の翌年度において、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、地方農政局長等は、都道府県知事を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長等は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について、都道府県知事を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

## 第6 調査、報告及び指導

畜産局長及び地方農政局長等は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

## 第7 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和5年3月31日までとする。

## 第8 その他

### 1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 2 株式会社日本政策金融公庫への情報提供

農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、本事業の実施にあたり、本申請に係る情報（事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等）について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする（ただし、事業実施主体が第4の事業実施計画にて情報提供への同意をしない場合を除く）。

### 附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和4年1月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年3月31日から施行する。

別表 1 (第 3 の 1 関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業</p> <p>(1) コンソーシアムの設立及び推進</p> <p>(2) 輸出先国のマーケット調査</p> <p>(3) コンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動の実施</p>	<p>コンソーシアムの設立及び運営を行うために行う左記 (1) から (3) までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表 2 に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表 2 の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p> <p>(コンソーシアムが輸出促進に取り組む対象とする品目ごとに、原則として次の金額を上限とする。)</p> <p>牛肉：20,000 千円</p> <p>牛肉以外：10,000 千円</p> <p>ただし、4 の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し、1 の事業に取り組む場合は、1 の事業の補助上限額から 4 の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、やむを得ない事情があり、これを超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、畜産局長と協議の上、追加で交付することができるものとする。)</p>
<p>2 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業</p> <p>(1) 頭絡による家畜の取扱いや血斑低減の取組のための推進会議、研修会等の開催</p>	<p>推進会議の開催に直接必要な会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、資材費、旅費、謝金、賃金、委託費、雑役務費等</p>	<p>定額</p>

<p>(2) 血斑低減のための海外調査</p>	<p>海外調査に直接必要な渡航費、滞在費、通訳費等の現地調査に直接的に必要な経費。</p> <p>なお、海外調査は、他のコンソーシアムと共同で行う等補助金の低減に努めること。</p>	<p>定額</p>
<p>(3) 頭絡による家畜の取扱い及び血斑低減のための取組</p>	<p>頭絡による家畜の取扱いのために直接必要な頭絡の配布及び血斑低減のために直接必要な搬出作業の委託、搬入作業員の増員、と畜作業員の増員、各種データの取りまとめ・分析等の経費</p>	<p>定額</p> <p>(当該経費相当として食肉処理施設における令和4年2月14日以降の牛(ホルスタイン種の雌を除く。この項において同じ。)のと畜頭数に応じて牛一頭当たり5,200円を奨励金として交付する。ただし、対象頭数は、当該食肉処理施設における令和2年度のと畜実績頭数を上限とする。)</p>
<p>(4) 血斑低減のための試験・研究を行う場合の、試験・研究に必要な資材費</p>	<p>血斑低減のための試験・研究に直接必要な試験費、資材費等の経費</p> <p>なお、補助対象経費の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p>
<p>3 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援事業</p> <p>(1) 検討会等の開催</p> <p>(2) 海外施設等の状況調査</p> <p>(3) 学術情報の収集</p> <p>(4) 手順書の作成</p> <p>(5) サルモネラ菌低減</p>	<p>鶏肉のサルモネラ菌低減への対応に必要な左記(1)から(6)までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表2</p>	<p>定額</p>

<p>に向けた試験・研究 ・実証等の取組 (6) 輸出製品のサルモ ネラ菌検査</p>	<p>の費目ごとに整理するとともに、特別 会計等の区分整理を行うものとする。</p>	
<p>4 新たな畜産物輸出 コンソーシアムの設 立に向けた産地育成 支援事業 (1) 協議会の設立及び 推進 (2) 検討会及び研修会 の開催 (3) 輸出先国のマーケ ット調査 (4) 協議会による商流 構築活動の実施</p>	<p>協議会が行う左記 (1) から (4) まで の事業を実施するために直接必要な 経費のうち別表2に該当するもので あって、事業の対象として明確に区分 することができるもの、かつ、証拠書 類によって金額等を確認することが できるものとする。 なお、その整理に当たっては、別表 2の費目ごとに整理するとともに、特 別会計等の区分整理を行うものとし る。</p>	<p>定額 (協議会が輸出促進に 取り組む対象とする品 目ごとに、原則として次 の金額を上限とする。 牛肉：10,000 千円 牛肉以外：5,000 千円 ただし、やむを得ない 事情があり、これを超え て施行する必要がある と都道府県知事が特に 認める場合には、畜産局 長と協議の上、追加で交 付することができるも のとする。)</p>

<p>5 畜産物の流通・品質保持等に係る調査・試験・実証等支援事業</p> <p>(1) 推進会議・検討会等の開催</p> <p>(2) 輸出先国・地域やマーケットの求める日本産畜産物を供給するために必要な流通方法や品質保持等に係る調査・試験・実証</p> <p>(3) 調査・試験・実証に係る報告書の作成</p>	<p>畜産物の流通や品質保持等に係る調査・試験・実証のために行う左記(1)から(3)までの事業を実施するために直接必要な経費のうち別表2に該当するものであって、事業の対象として明確に区分することができるもの、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。</p> <p>なお、その整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに、特別会計等の区分整理を行うものとする。</p>	<p>定額</p>
<p>(共通経費)</p> <p>6 都道府県推進事務費</p>	<p>都道府県による事業の推進に必要な指導等の実施に要する経費であって、別表2に該当するものとする。なお、事務費は、総事業費に見合った合理的な費用とすること。</p>	<p>定額</p>



別表2（第3の1関係）

費目	内容	注意点
人件費	<p>本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。</li> <li>・積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。</li> </ul>
謝金	<p>本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃金	<p>本事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。</li> </ul>
旅費	<p>本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としな</li> </ul>

		い。
需用費	<p>本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実演</p> <p>・サンプル等用原材料費（包装資材、食材費含む）、資材費、輸送費・通関費、ウェブサイト構築費、車両借上費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費</p>	<p>・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。</p>
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
賃借料及び使用料	<p>本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料</p>	<p>・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。</p>
委託費	<p>本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費</p>	
その他	<p>PR活動や販売促進活動の実施において必要な輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、本事業を実施するために必要な経費</p>	